

ポラリス・プロジェクト

STP – 3 M用SNC特別ルール
ジョブエイド

バージョン 1.1

1. はじめに

このドキュメントは、サプライヤー向けに、サプライ・ネットワーク・コラボレーション（SNC）を使用した請求時における追加的な要件について説明します。

2. 3 Mの国別ルール - メキシコのサプライヤー対象

3 Mパナマ・パシフィコへ販売を行い、メキシコのサン・ルイ・ポトシへ出荷しているメキシコのサードパーティー企業に対して、以下のルールを定めます。

- **請求書に以下のヘッダーコメントを挿入すること。**
 - OPERACION EFECTUADA AL AMPARO DEL ARTICULO 105 Y 112 DE LA LEY ADUANERA, ARTICULO 29 FRACCION I ☆原文まま☆
 - **DE LA LEY DEL IVA. ☆原文まま☆ ARTICULO 156 DEL REGLAMENTO DE LA LEY ADUANERA 5.1.3., 5.2.2, 5.2.3 Y 4.3.22 DE ☆原文まま☆**
 - **LAS REGLAS DE CARÁCTER GENERAL EN MATERIA DE COMERCIO EXTERIOR VIGENTE. ☆原文まま☆**
- **ベンダーはさらに、3M Purification S de RL de CV (2679-2006)にIMMEX番号を記載する必要があります。**

更新履歴

日付	バージョン	説明	著者
2015年4月28日	1.0	初版	ジュリー・キノウ
2015年5月28日	1.0	標準テンプレートに従い体裁を修正	ミーガン・シュミット
2015年5月29日	1.0	内容確認	アーニー・スミス
2019年7月26日	1.1	このドキュメントは3 M外部の企業を対象にしているため、3 M社外秘の指定を削除。	アニタ・ヘンプラー